

課税対象事業(個人事業税)

第一種事業(概ね営業に属する37業種)		第二種事業(概ね原始産業に属する3業種)	
(法第72条の2第8項)		(法第72条の2第9項)	
1	物品販売業	1	畜産業
1-2	保険業	2	水産業
2	金銭貸付業	(政令第12条)	
3	物品貸付業	1	薪炭製造業
4	不動産貸付業	第三種事業(概ね自由業に属する30業種)	
5	製造業	(法第72条の2第10項)	
6	電気供給業	1	医業
7	土石採取業	2	歯科医業
8	電気通信事業(放送業含む)	3	薬剤師業
9	運送業	4	(H19削除、助産師業)
10	運送取扱業	5	あん摩、マッサージ他(医業に類する事業)
11	船舶ていけい場業	6	獣医業
12	倉庫業	7	装蹄師業
13	駐車場業	8	弁護士業
14	請負業	9	司法書士業
15	印刷業	10	行政書士業
16	出版業	11	公証人業
17	写真業	12	弁理士業
18	席貸業	13	税理士業
19	旅館業	14	公認会計士業
20	料理店業	15	計理士業
21	飲食店業	15-2	社会保険労務士業
22	周旋業	15-3	コンサルタント業
23	代理業	16	設計監督者業
24	仲立業	16-2	不動産鑑定業
25	問屋業	16-3	デザイン業
26	両替業	17	諸芸師匠業
27	公衆浴場業(第三種以外のもの)	18	理容業
28	演劇興行業	18-2	美容業
29	遊技場業	19	クリーニング業
30	遊覧所業	20	公衆浴場業(銭湯)
(政令第10条の3)		(政令第14条)	
1	商品取引業	1	歯科衛生士業
2	不動産売買業	2	歯科技工士業
3	広告業	3	測量士業
4	興信所業	4	土地家屋調査士業
5	案内業	5	海事代理士業
6	冠婚葬祭業	6	印刷製版業